

多久市職員公益通報制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、職員からの公益通報を適切に処理するために必要な事項を定め、通報者の保護を図るとともに、市の行政機関の法令遵守を推進することにより、適法かつ公正な市政の運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員（教育長を除く。）、非常勤嘱託職員及び日々雇用職員をいう。
- (2) 法令 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例、規則及び規程並びに要綱、要領をいう。
- (3) 公益通報 職員が知り得た違法行為等に関して行われる不正防止のための内部通報をいう。
- (4) 通報者 公益通報を行う職員をいう。

(公益通報)

第3条 職員は、職務上の行為に関し、次の各号に掲げる行政運営上の違法又は不当な行為等（以下「違法行為等」という。）を知り得たときは、市長に対して、文書により公益通報を行うことができる。

- (1) 法令に違反し、又は違反するおそれがある行為
- (2) 市民等の生命、健康又は財産に重大な損害を与えるおそれのある行為
- (3) 市に対する市民等の信頼を損なうおそれがある行為

2 通報者は、公益通報に際しては、原則として実名により行うものとし、客観的な資料に基づき、違法行為等の行われた日時、場所及び証拠の状況等をわかりやすく伝えなければならない。

(通報者の責務)

第4条 通報者は、公益通報に際しては、誠実に行うように努めなければならない。この場合において、単に他人の誹謗中傷、私利私欲等の不正な意図又は私憤、敵意等個人的な感情によつての通報などこの制度を乱用してはならない。

2 通報者は、公益通報に関して行われる調査に対して、協力しなければならない。

い。

(調査担当)

第5条 市長への公益通報の受付、調査等を行うため、総務課行政係に調査担当を置く。

2 調査担当は、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。

3 調査担当は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(調査の実施)

第6条 調査担当は、公益通報を受けたときは、直ちに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の受理した公益通報について、調査の必要があると認めるときは、直ちに調査の開始を調査担当に指示するものとする。この場合において、通報者の氏名その他通報者が特定される情報は、特に必要があると認められる場合又はあらかじめ通報者の同意がある場合を除き、秘匿して取扱うものとする。

3 調査担当は、前項の調査を行う場合において必要があると認めるときは、関係課等の書類、帳簿等を閲覧し、又は関係職員に説明若しくは資料の提出を求めることができる。

4 市長は、特別の事情があるときは、弁護士等の第三者に調査を依頼することができる。

5 市長は、第1項の受理した公益通報が第4条第1項後段に掲げる不正な意図又は個人的な感情による通報など明らかに不当なものであると認めるときは、調査を行わないことができる。この場合において、市長は、通報者に対しその理由を説明するものとする。

(調査結果の報告及び措置)

第7条 調査担当は、調査の結果、当該公益通報に関し、違法行為等があると認めるときは、その内容を証する資料とともに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があったときは、直ちに違法行為等の是正を処理するとともに、再発防止のため措置を講ずる必要があると認める場合は、関係課長等に対し、対応を指示するものとする。

3 前項の規定による指示を受けた課長等は、速やかに必要な措置を講じ、その結果を市長に報告しなければならない。

4 調査担当は、調査の結果、当該公益通報に関し、違法行為等があると認められなかったとき、又は調査を尽くしても違法行為等が判明しないときは、その旨を市長に報告しなければならない。

5 市長は、調査の結果を通報者に報告しなければならない。ただし、匿名による通報者又は特に報告を希望しない通報者に対しては、この限りでない。

(通報者に対する処分)

第8条 市長は、通報者が行った公益通報に関し当該通報者自身も違法行為等に関与していた場合で、当該通報者に対して処分を行う場合は、当該通報者の反省の程度、公益通報を行った事実、公益通報に至るまでの情状その他の事情を考慮することができる。ただし、当該通報者がこれらの事情を考慮することを望まない場合にあつては、この限りでない。

(運用状況の公表)

第9条 市長は、この公益通報制度の通報件数等の運用状況について公表するものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第10条 通報者の氏名、所属など個人を特定する情報は、事実調査等に特に必要があると認められる場合又は本人の同意がある場合を除き市長及び調査担当以外の者に漏えいしてはならない。

2 通報者は、正当な公益通報を行ったことによっていかなる不利益も受けない。

3 通報者は、正当な公益通報を行ったことによって不利益を受け、又は受けるおそれがあると判断したときは、調査担当に救済の申し出を行うことができる。

4 第6条及び第7条の規定は、前項の申し出に係る調査について準用する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、公益通報に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。